

国立大学法人会計基準

国立大学法人会計基準(「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書)(国立大学法人会計基準等検討会議 平成30年6月11日改訂))及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針(文部科学省 日本公認会計士協会 令和2年12月24日最終改訂)(以下「国立大学法人会計基準等」という。))に加えて、当事業年度より改訂後の国立大学法人会計基準(令和4年2月10日改訂)等のうち令和3事業年度から適用とされている規定を適用して、財務諸表等を作成しております。

I 重要な会計方針

- 1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
原則として、期間進行基準を採用している。
なお、「特殊要因経費」等に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い、業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。
- 2 減価償却の会計処理方法
 - ① 有形固定資産
定額法を採用している。
耐用年数については法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。
建物：2～49年
構築物：2～60年
機械装置：4～17年
工具器具備品：2～15年
船舶：2～5年
車両運搬具：2～8年
なお、共同研究、受託研究及び受託事業等収入により取得したもののについては当該研究期間を耐用年数としている。
また、特定の償却資産(国立大学法人会計基準第84)及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等(国立大学法人会計基準第91)に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用している。
法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいている。
- 3 徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準
将来の徴収不能及び貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上している。
- 4 賞与引当金及び見積額の計上基準
賞与については、翌期以降の運営費交付金による財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除した額を計上している。
- 5 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。
- 6 国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
国等の財産の無償使用による賃借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃借料を参考に計算している。
政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
決算日における10年もの国債(新発債)の利回りは0.218%であったが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて(通知)」(令和4年4月8日付け4文科高第28号)に基づき、0.210%で計算している。
- 7 リース取引の会計処理
リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。また、リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
なお、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおり。
 - ① 貸借対照表日後1年以内のリース期間に係る未経過リース料：2,219,352円
 - ② 貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料：2,923,683円
- 8 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

II 貸借対照表

- 1 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は131,387,566円である。
- 2 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は1,771,101,574円である。

Ⅲ キャッシュ・フロー計算書

- 1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
- | | |
|--------|----------------|
| 現金及び預金 | 1,158,454,609円 |
| 定期預金 | 0円 |
| 資金期末残高 | 1,158,454,609円 |
- 2 重要な非資金取引
- ファイナンス・リースによる資産の取得 : 195,168,600円
- 寄附受けによる資産の取得 : 39,703,367円
- 重要な資産除去債務の計上 : 76,241,000円
- 3 科学研究費補助金等の記載方法
- 科学研究費補助金等支出、科学研究費補助金等収入については、純額表示している。

Ⅳ 金融商品関係

- 1 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
- 当法人は、資金運用については預金、国債等に限定している。
- 資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第34条の第3第2項の規程に基づき、預金のみを保有しており株式等は保有していない。
- ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
- 資金運用については、大口定期預金による運用を行い、元本の保全に努めることを最優先し、適切なリスク管理を実施している。
- 未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日である。
- ファイナンスリース取引に係るリース債務の償還日は、決算日後最長4年である。
- 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)については、適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理している。
- 2 金融商品の時価等に関する事項
- 期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価 (*1)	差額 (*1)
(1)現金及び預金	1,158,454,609	1,158,454,609	-
(2)未払金	(581,754,234)	(581,754,234)	-
(3)リース債務	(260,464,812)	(268,549,736)	(8,084,924)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(注)金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金
- これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- (2) 未払金
- 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっている。
- (3)リース債務
- 元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

Ⅴ 賃貸等不動産関係

当法人は、学生寄宿舎を有している。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりである。

(単位:円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
466,508,878	-17,146,221	449,362,657	601,484,082

- (注1)
- 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。
- (注2)
- 当期増減額のうち主な増減額は次のとおりである。
- 除却及び減価償却による減少 17,146,221円
- (注3)
- 当期末の時価は、土地については「財産評価基準書」に基づいて当法人で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であり、建物等については、令和3年度末の帳簿価額(貸借対照表計上額)である。

Ⅵ 資産除去債務関係

1	土地の使用貸借契約に伴う原状回復義務である。	
2	原状回復義務に係る資産除去債務の算定は、使用見込期間を1年～31年と見積もり、割引率は0～0.841%を使用して資産除去債務の金額を計算している。	
3	当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	
	期首残高	16,211,714円
	有形固定資産の取得に伴う増加額	76,241,000円
	時の経過による調整額	61,700円
	期末残高	92,514,414円

Ⅶ 減損会計関係

用 途	国際交流会館
種 類	建物・構築物
場 所	北海道北見市
帳簿価額	25,790,471円
減損の認識に至らなかった経緯	(注1)
減損額のうち損益計算書に計上した金額	—
減損額のうち損益計算書に計上していない金額	—
回収可能サービス価額算定方法の概要	—

(注1)新型コロナウイルス感染拡大防止策に伴う海外渡航者の入国制限により、外国人留学生・研究者が入国することができず、当該建物の稼働率が当初見込みより著しく減少しているが、引き続き使用することとしており、上記制限が解除され次第、留学生等が当該建物に入居することが見込まれているため。

Ⅷ その他

- 1 重要な債務負担行為
該当事項なし
- 2 重要な後発事象
令和3年5月21日に「国立大学法人法の一部を改正する法律」(令和3年法律第41号)が公布されました。この法律の施行により、令和4年4月1日に国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学は解散、同日に国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学及び国立大学法人北見工業大学が統合し、国立大学法人北海道国立大学機構が創設されました。
解散した国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学に係る一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、国立大学法人北海道国立大学機構が承継しました。